

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づく告示案について（概要）

1 現行制度の概要

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「法」という。）は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的として制定された。法第 7 条第 1 項において、主務大臣は、主務省令で食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等の目標を達成するために取り組むべき措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めることと規定されている。

また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 13 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 4 号。以下「省令」という。）第 3 条第 2 項では、「食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。」と規定されている。

2 過去の経緯と策定の必要性

法制定以降、食品関連事業者による再生利用等の取組が増加し、一定の成果は得られるようになったが、廃棄物最終処分場の逼迫といった課題が続く中、再生利用等の手法の中でも、特に発生抑制の取組については十分とはいえない状況にあった。

このため、平成 19 年の法改正時の食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会合同会合（以下「合同会合」という。）において、「業種や業態の特性を踏まえ、再生利用等から切り出して個別の目標を設定すべき」との取りまとめが行われ、上記のとおり省令第 3 条第 2 項が規定されたものの、具体的な基準等は、平成 21 年度から開始される定期報告の結果を踏まえて検討することとされた。

(注) [基準]発生原単位 =
$$\frac{\text{発生量}}{\text{売上高、製造数量その他の発生量と密接な関係を持つ値}}$$

平成 23 年度夏に、平成 20 年度、21 年度の 2 カ年分の定期報告結果の分析が取りまとまったことから、平成 23 年 8 月 10 日、合同会合を開催し、「発生抑制の目標値」の策定については、ワーキンググループ（以下「WG」という。）において検討するとされた。これまで 6 回に亘って WG による検討を行ってきたが、今般、2 月 3 日の合同会合にて取りまとめがなされたところである。

3 告示の内容

① 期間

「主務大臣が定める期間」は、平成 24 年 4 月 1 日から同 26 年 3 月 31 日までとする。

② 基準発生原単位

「主務大臣が定める基準発生原単位」は、業種ごとに表（別紙参照）にて設定する。

③ 告示省庁

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の連名による。

■業種別発生抑制の目標値（平成24年4月より2年間）

業種	発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の名称	発生抑制の目標値
食品製造業	肉加工品製造業	売上高	113 kg/百万円
	牛乳・乳製品製造業	売上高	108 kg/百万円
	醤油製造業	売上高	895 kg/百万円
	味噌製造業	売上高	191 kg/百万円
	ソース製造業	製造量	59.8 kg/t
	パン製造業	売上高	194 kg/百万円
	めん類製造業	売上高	270 kg/百万円
	豆腐・油揚製造業	売上高	2,560 kg/百万円
	冷凍調理食品製造業	売上高	363 kg/百万円
	そう菜製造業	売上高	403 kg/百万円
	すし・弁当・調理パン製造業	売上高	224 kg/百万円
食品卸売業	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	売上高	14.8 kg/百万円
	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	売上高	4.78 kg/百万円
食品小売業	各種食料品小売業	売上高	65.6 kg/百万円
	菓子・パン小売業	売上高	106 kg/百万円
	コンビニエンスストア	売上高	44.1 kg/百万円

※発生抑制の目標値については、有効数字の3桁で表示。